

阿蘇世界文化遺産登録推進九州会議会則

(名称)

第1条 この会議は、阿蘇世界文化遺産登録推進九州会議（以下「九州会議」という。）と称する。

(事務所)

第2条 九州会議は、事務所を熊本県阿蘇市小里656番1号公益財団法人阿蘇グリーンストック内に置く。

(目的)

第3条 熊本地震により九州の観光のシンボルである阿蘇も大きく傷ついたため、その価値を改めて国内外へ広く知らせ、将来に守り継いでいく必要がある。そのため、様々な分野の関係機関・団体が連携しながら、世界文化遺産登録の実現に寄与することを目的とする。

(活動事項)

第4条 九州会議は、第3条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 九州会議参加団体の主体的な取組の促進に関すること
- (2) 社会全体で阿蘇の世界文化遺産登録を応援する機運の醸成に関すること
- (3) 九州会議参加団体間の連携に関すること
- (4) その他、九州会議の目的を達成するために必要なこと

(構成及運営)

第5条 九州会議は、第3条の目的に賛同する別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 九州会議は、会長が招集し、主催する。
- 3 会長は、委員の中から委員の互選により選任する。
- 4 会長代理は、委員の中から会長が指名する。

(作業部会)

第6条 作業部会は、第4条に掲げる事項を執行するために、次の事項を審議決定し執行する。

- (1) 第4条に掲げる事項の具体的な企画・立案
- (2) 世界文化遺産登録に向けての調査研究
- (3) その他九州会議が必要と認めた事項

- 2 部会委員を7名程度で構成し、座長として部会長を置く。

(事務局)

第7条 九州会議の事務及び会計を処理するため、公益財団法人阿蘇グリーンストックに事務局を置く。

- 2 事務局長には、第6条の部会長をもって充てる。

(期間)

第8条 九州会議の設置期間は2年とする。

(附則)

この会則は、2018（平成30）年5月9日から施行する。